大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第2項の規定に基づき提出された意見書の概要は、次のとおりである。

平成21年8月28日

盛岡地方振興局長 望 月 正 彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称)盛岡市青山商業施設 盛岡市青山二丁目8番1ほか
- 2 届出者の氏名又は名称 オリックス株式会社
- 3 提出された意見書の概要
 - (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

青山小学校北側の市道青山二丁目5号線は、見通しの悪い交差点で小学校の通学路と交差しているほか、下校後の子供が小学校等に遊びに行く際の通り道となっていることなどから、当該道路に面する出入口を設置しないでほしい。また、出入口を設置せざるをえない場合には、平日は閉鎖したり、出口又は入口専用にしたりするなど出入口を利用する乗用車の台数を最小限にしてほしい。

搬出入車両の出入口が面する市道青山二丁目5号線は、近隣に保育園や介護老人保健施設があり、大型車両からは見つけに くい幼児や車いすを使用した高齢者が日常的に散歩をしていることから、搬出入車両の大きさを制限してほしい。

(2) 街並みづくり等への配慮等

店舗に隣接する旧覆練兵場は青山町のイメージを形作る要素の一つになっていることから、そのイメージを保つよう店舗の 外観に配慮するとともに、建設前に盛岡市に対してデザインのあらましを説明してほしい。

備考 本公告に係る提出された意見書については、この公告の日から起算して1月間盛岡地方振興局企画総務部及び盛岡市役所に 備えておいて縦覧に供する。